

畿 央 大 学 学 則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」を教育の基本理念に置き、高潔な人格と幅広く高度な学識・技術を身につけ、以て地域社会の福祉と文化の創造に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

2 健康科学部では人間の身体と健康についての科学的視点や高い専門技術を養うことと合わせて、建学の精神に則り、豊かな人間性を持ち、人の心の痛みに共感することができる人材を育成する。

3 健康科学部理学療法学科においては、理学療法の深い専門的知識と高い技術を修得すると同時に、医療従事者として人間の尊厳、生命への畏敬を理解し、人間を総合的に理解できる幅広い教養と倫理観を持った徳性のある人材を育成する。

4 健康科学部健康生活学科においては人間の生活そのものを教育研究の対象とし、衣食住環境を健康の視点から改善し創造することのできる人材を育成する。具体的には、生活習慣病の予防や健康の保持増進に貢献する人材育成は「健康栄養専攻」で行い、すべての人間が健康で豊かに生活できる衣・住環境を創造する人材を「人間環境デザイン専攻」で育成する。

5 健康科学部健康栄養学科では、食物と食生活を取り巻く問題を総合的にとらえ、健康のために望ましい食生活と、ライフスタイルの在り方を解明する教育研究を行い、高度な専門知識を有し、総合的な問題解決型の人材を育成する。

6 健康科学部人間環境デザイン学科においては、幼児や高齢者、障害者をはじめすべての人間が健康で豊かに生活できる環境を創造する人材を育成する。

7 健康科学部看護医療学科においては、理学療法学科、健康栄養学科、人間環境デザイン学科とのコラボレーションによって、幅広い視点で健康を支える看護師および保健師を育成し、乳幼児から高齢者までの健康な暮らしの実現に貢献する。

8 教育学部においては、教育の現代的課題に取り組む専門的知識とスキルを持つ教育の専門家としての人材育成を行い、個人、家庭、学校及び職域を含む地域社会全体の教育力の向上発展に寄与することをめざす。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検・評価の結果については、学外者による評価・検証を行うように努める。

3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価等の結果について、刊行物等により、積極的に情報を提供するものとする。

4 本条第1項及び第2項に関する事項は別に定める。

第2節 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称)

第3条 本学は畿央大学と称する。

(学部及び学科)

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

健康科学部

理学療法学科

健康生活学科 健康栄養専攻

人間環境デザイン専攻

健康栄養学科

人間環境デザイン学科

看護医療学科

教育学部

現代教育学科

2 前項の各学科の入学定員及び収容定員は、別表第1とする

(大学院)

第4条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

(附設機関)

第4条の3 本学に次の附設機関を置く。

畿央大学健康科学研究所

2 前項の附設機関に関する規則は別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第4節 教授会

(教授会)

第7条 本学の重要な事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は学長・学部長・学科長および専任教授で構成する。

ただし、必要な場合は准教授その他の教職員を加えることができる。

3 教授会は次の事項を審議する。

(1) 教育研究の基本方針に関すること

(2) 教育課程及び履修方式に関すること

(3) 学則その他重要な規程に関すること

(4) 教員の人事等についての学長の諮問事項に関すること

(5) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業に関すること

(6) 定期試験及び追・再試験等に関すること

(7) 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること

(8) その他本学の運営に関する重要な事項

4 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月 1日より9月15日まで

後学期 9月16日より3月31日まで

(休業日)

第10条 本学の休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 本学園創立記念日

(4) 春期休業日 3月20日から 3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月 1日から 9月15日まで

(6) 冬期休業日 12月20日から 1月 7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要と認めた場合、前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第2章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第12条 在学年数は8年を超えてはならない。

2 編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 教授会の議を経て、学長がやむを得ないと認めた場合は在学年限を超えて在学できる。

第2節 入 学

(入学)

第13条 入学の時期は毎学年始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学を許可される者は、次の1つに該当し、かつ入学試験に合格した者に限る。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在

学教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 15 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 16 条 試験は高等学校卒業程度により行う。選考方法に関しては別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 17 条 入学試験の合格者は、本学所定の書類及び保護者・保証人連署の誓約書に、入学金を添えて期日までに入学手続きをしなければならない。正当な事由なくして前項の手続きを期日までに完了しない者は、合格の許可を取り消すことがある。

2 前項の手続き終了者に対して学長は入学を許可する。

(保証人)

第 18 条 入学を許された者は、保証人を定めなければならない。

2 保証人はその学生の在学中、全ての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。

(編入学)

第 19 条 健康科学部の理学療法学科、健康栄養学科、人間環境デザイン学科の各学科は、次の各号の一に該当する者について、欠員がある場合に限り、所定の審査を経て第 2 年次又は第 3 年次への編入学を許可することがある。

(1) 短期大学を卒業した者又は大学の 2 年修了者で、本学の各学科の教育課程に準じる課程を履修した者

(2) 専修学校の 2 年修了者で、本学の各学科の教育課程に準じる課程を履修した者
ただし、健康栄養学科にあつては、厚生労働大臣の指定する管理栄養士または栄養士養成施設を卒業または修了した者、理学療法学科にあつては、厚生労働大臣の指定する理学療法士養成施設または文部科学大臣が指定する理学療法士養成校を卒業又は修了した者に限る。

2 健康科学部の看護医療学科にあつては、次の各号の位置に該当する者について、所定の審査を経て第 3 年次への編入学を許可することがある。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号の規定する文部科学大臣の指定した短期大学を卒業した者

(2) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 2 号の規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法第 56 条に規定する入学資格を有する者に限る）

3 教育学部は、短期大学を卒業した者又はそれに準ずる者で、3 年次編入学を希望する者に対して、所定の審査を経て 3 年次からの編入学を許可することができる。

4 本条第 1 項から第 3 項の所定の審査に関しては、別に定める。

第3節 休学・復学・転学・留学及び退学

(休学)

- 第20条 疾病その他やむを得ない事由により3カ月以上授業に出席できない者は、医師の診断書または詳細に事由を具した保護者連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間はその学年の末までとする。但し、特別の事由があるときには、学長の許可を得てさらに1年休学することができる。
 - 3 休学の期間は通算して3年を超えることはできない。
 - 4 休学の期間は第12条の在学年数に算入しない。

(復学)

- 第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第22条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第23条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て、留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

- 第24条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その事由を具し保護者連署の上、退学願を提出し学長の許可を得なければならない。

(死亡・転籍・転居・改名の届出)

- 第25条 学生または保護者・保証人が死亡・転籍・転居または改名したとき及び保護者・保証人がその資格を失ったときは、その旨直ちに届出なければならない。

(除籍)

- 第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
- (1) 第12条に定める在学年限を超えた者、ただし学長が所定の年限を超えて在学することもやむをえないと認めたものを除く
 - (2) 第20条3項に定める休学の期間を超えた者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付をしない者
 - (4) 死亡及び長期にわたり行方不明の者

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程及び授業科目)

- 第27条 本学の教育課程は別表第2のとおりとする。

(教育課程の編成)

- 第28条 学部及び学科の設置の趣旨に従い、開設する授業科目について、組織的な研修を通じてたえず改善につとめながら、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、当該学部・学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

- 3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第 29 条 授業科目を分けて、教養科目と専門科目を置く。さらに健康科学部では専門科目の中に学部共通科目、学科共通科目、専門基礎科目並びに専門科目を置く。教育学部では専門科目の中に専門基礎科目、専門科目並びに発展科目を置く。

- 2 授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

- 3 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修できる科目については別に定める。

(履修の要件)

第 30 条 履修の要件は次のとおりとする。

- (1) 卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。卒業に必要な単位数は、別に定める。

- (2) 前項のなかに教養科目の中から26単位以上を修得しなければならない。

(科目登録の上限)

第 31 条 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、一学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。単位数の上限は別に定める。

(単位の計算方法)

第 32 条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験・実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 卒業研究における成果に対してもその成果を評価して単位を与えることができる。

(学習の評価)

第 33 条 学習の評価の秀、優、良及び可の者に対しては、それぞれの科目について定められた単位を与える。不可の評価に対しては単位を与えない。

(一年間の授業期間)

第 34 条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたることを原則とする。

(資格の取得)

第 35 条 本学において取得できる資格は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同施行規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 教育学部現代教育学科は、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状、養護教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状(情報)

- (2) 健康科学部健康栄養学科または健康生活学科健康栄養専攻は、栄養教諭1種免許状

- (3) 健康科学部人間環境デザイン学科または健康生活学科人間環境デザイン専攻は、中学校教諭1種免許状(家庭)、高等学校教諭1種免許状(家庭)
- (4) 健康科学部看護医療学科は、養護教諭1種免許状
- 3 健康科学部理学療法学科に所属し、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第1(第2条関係)に基づき、大学が定めた授業科目及び単位数を修得した者は、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- 4 健康科学部健康栄養学科または健康生活学科健康栄養専攻に所属し、栄養士法施行規則別表第1(第9条関係)に基づき、大学が定めた授業科目及び単位数を修得した者は、栄養士の資格が与えられる。
- 5 健康科学部健康栄養学科または健康生活学科健康栄養専攻に所属し、管理栄養士学校指定規則別表第1(第2条第1号関係)に基づき、大学が定めた授業科目及び単位数を修得した者は、管理栄養士国家試験の受験資格が与えられる。
- 6 健康科学部人間環境デザイン学科または健康生活学科人間環境デザイン専攻に所属し、建築士法施行規則に掲げる授業科目に対応する本学の授業科目、単位数を修得した者には、建築士2級の受験資格が与えられ、2年間の実務経験のある者には、建築士1級国家試験の受験資格を得ることができる。
- 7 健康科学部人間環境デザイン学科または健康生活学科人間環境デザイン専攻に所属し、インテリアプランナー資格制度の要綱に基づき認定された本学の授業科目及び単位数を修得した者には、インテリアプランナー試験を受験し、登録しうる資格を得ることができる。
- 8 健康科学部人間環境デザイン学科または健康生活学科人間環境デザイン専攻に所属し、社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則に基づき認定された本学の授業科目及び単位数を修得した者には、認定心理士の資格を得ることができる。
- 9 健康科学部看護医療学科に所属し、保健師助産師看護師法に規定する学校として指定を受けた科目を第37条の規定により履修することによって、看護師国家試験の受験資格及び保健師国家試験の受験資格を得ることができる。
- 10 教育学部現代教育学科に所属し、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規程に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 11 教育学部現代教育学科に所属し、社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習会等規定に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 12 本条第2項から第11項に関する取得方法については、別に定める。

第4章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第36条 課程修了の認定は、筆記試験、口答試験、及び報告などによる。

(卒業の認定)

第37条 本学に4年(第19条の規定により入学した者は別に定める年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を取得した者は教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 単位の認定については別に定める。

(学士の称号)

第 38 条 前条により卒業した者には、次の区分に従い学士の学位を授与する。

健康科学部

理学療法学科	学士 (理学療法学)
健康生活学科健康栄養専攻	学士 (健康栄養学)
人間環境デザイン専攻	学士 (人間環境デザイン学)
健康栄養学科	学士 (健康栄養学)
人間環境デザイン学科	学士 (人間環境デザイン学)
看護医療学科	学士 (看護学)

教育学部

現代教育学科	学士 (教育学)
--------	----------

(試験の時期)

第 39 条 試験は学期末または学年末にその履修した科目について行う。

2 前項にかかわらず試験は随時これを行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 40 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項、第 41 条および第 42 条の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第 41 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 42 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 5 章 学 納 金

(授業料等)

第 43 条 入学金、授業料、教育充実費、検定料等の学納金は別表第 3 のとおりとする。

(授業料等納入方法)

第 44 条 授業料、教育充実費は年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納入するものとする。

納入の時期・方法については別に定める。

前期 (4月から9月まで)

後期 (10月から3月まで)

(復学等の場合の授業料)

第 45 条 学期の途中において復学又は入学をした者は、復学または入学した日から当該期末までの授業料を復学又は入学した日に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 46 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 47 条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学中の授業料)

第 48 条 休学を許可され又は命じられた者の授業料については別に定める。

(学納金の返還)

第 49 条 いったん納入された学納金は返還しないことを原則とする。

第 6 章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第 50 条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 51 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(特別聴講生)

第 52 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第 53 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 27 条に掲げる授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 54 条 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第 7 章 奨学制度

(奨学制度)

第 55 条 本学には、奨学のため、別に定める奨学制度を設ける。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 57 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 9 章 図書館

(図書館)

第 58 条 本学に図書館を置き、本学教職員並びに学生の自由研究に資する。

2 図書館に関する規定は別に定める。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 59 条 社会人の教養を高め、地域の文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設するものとする。公開講座の実施については別に定める。

第 11 章 改正及び細則

(改正)

第 60 条 本学則の改正は、教授会に諮り、会員の三分の二の賛同を得ることを必要とする。

(学則細則その他)

第 61 条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日からこれを施行する。

畿央大学学則 別表第1-1 (平成20年度入学者) 入学定員・収容定員 (人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員
健 康 科 学 部	理学療法学科	60	240
	健康栄養学科	70	280
	人間環境デザイン学科	45	180
	看護医療学科	80 3年次より編入学20	360
教 育 学 部	現代教育学科	145 3年次より編入学5	590

別表第1-2 (平成19年度入学者) 入学定員・収容定員 (人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員
健 康 科 学 部	理学療法学科	60	240
	健康栄養学科	70	280
	人間環境デザイン学科	50	200
教 育 学 部	現代教育学科	145 3年次より編入学5	590

別表第1-3 (平成18年度入学者) 入学定員・収容定員 (人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	
健 康 科 学 部	理学療法学科	60	240	
	健康生活学科	健康栄養専攻	70	280
		人間環境デザイン専攻	50	200
教 育 学 部	現代教育学科	145 3年次より編入学5	590	

別表第1-4 (平成17年度以前入学者) 入学定員・収容定員 (人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	
健 康 科 学 部	理学療法学科	60	240	
	健康生活学科	健康栄養専攻	70	280
		人間環境デザイン学科	50	200

畿央大学学則 別表第3-1（平成20年度入学者） 学納金（円）

学 部	学 科	入学金	授業料	教育充実費
健康科学部	理学療法学科	260,000	850,000	660,000
	健康栄養学科	260,000	850,000	380,000
	人間環境デザイン学科	260,000	850,000	220,000
	看護医療学科	260,000	850,000	610,000
教育学部	現代教育学科	260,000	850,000	220,000

畿央大学学則 別表第3-2（平成19年度入学者） 学納金（円）

学 部	学 科	入学金	授業料	教育充実費
健康科学部	理学療法学科	300,000	850,000	600,000
	健康栄養学科	300,000	850,000	350,000
	人間環境デザイン学科	300,000	850,000	200,000
教育学部	現代教育学科	300,000	850,000	200,000

畿央大学学則 別表第3-3（平成18年度入学者） 学納金（円）

学 部	学 科		入学金	授業料	教育充実費
健康科学部	理学療法学科		300,000	850,000	600,000
	健康生活学科	健康栄養専攻	300,000	850,000	350,000
		人間環境デザイン専攻	300,000	850,000	200,000
教育学部	現代教育学科		300,000	850,000	200,000

畿央大学学則 別表第3-4（平成17年度以前入学者） 学納金（円）

学 部	学 科		入学金	授業料	教育充実費
健康科学部	理学療法学科		300,000	850,000	600,000
	健康生活学科	健康栄養専攻	300,000	850,000	350,000
		人間環境デザイン専攻	300,000	850,000	170,000